

成田浄化センター整備事業

特定事業の選定

令和4年8月

成田市

目 次

第1 事業概要	1
1. 事業名称	1
2. 事業内容	1
3. 事業方式	1
4. 業務期間	1
5. 施設概要	1
6. 業務範囲	2
7. 事業者の収入	2
第2 事業の評価	4
1. 評価の方法	4
2. PFI 事業に準じた事業として実施する場合の定量的評価	4
3. PFI 事業に準じた事業として実施する場合の定性的評価	5
4. 総合評価	5

6. 業務範囲

事業者が行う主たる業務範囲は次のとおりとする。

(1) 設計・建設業務

更新施設の設計・施工

(敷地内吉倉管理組合管理棟、車庫・倉庫棟の移設、撤去、試運転及び性能試験含む)

(2) 運転・維持管理業務

① 運営管理業務

搬入・搬出、調達、ユーティリティー等収支管理、モニタリング

② 運転管理業務

設備機器操作

③ 維持管理業務

清掃・保守・点検、補修・整備

④ 環境管理業務

水質分析、臭気・騒音・振動測定等環境測定、モニタリング

⑤ 情報管理業務

日常運転管理記録データ、収支データ、設備機器データ等の記録、保管管理

⑥ その他管理業務

見学者その他第三者対応、スケジュール管理等

7. 事業者の収入

本市は、事業者に対して、対象とする本件施設の設計・建設業務、運転・維持管理業務のサービス対価を支払うものとし、詳細は事業契約書に示す。

(1) 設計・建設業務費

本市は、事業者に対して、設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて下記①から④の支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

① 各会計年度の支払いは、本市の予算の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、市が出来高検査で認めた額の10分の9を上限とする。

② 事業者からの求めがあった場合、本市は予算の範囲内で本市の支払い条件範囲で前払金を支払う。支払方法、条件の詳細は、事業契約書に示す。

③ 施設建設業務期間中において、施設が完成し、運転・維持管理業務が開始されるまでに市が実施する施設の完成検査に合格し、本市へ施設所有権の移転が完了した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

④ 物価変動による改定等の詳細は、事業契約書に示す。

(2) 運転・維持管理業務費

本市は、事業者に対して、運転・維持管理業務委託に係る対価を業務委託期間中に支払う。

ただし、下記の支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

① 運転・維持管理業務委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。

② 固定費は、委託費のうち、本件施設における廃棄物の処理量（以下「廃棄物処理量」という。）に係らず、本施設の運転・維持管理に伴って一定の費用が生じる固定的な

経費として算出するものとする。

変動費は、委託費のうち、廃棄物処理量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費として算出するものとする。

なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書に示す。

※ SPC の設立

事業者は、運転・維持管理業務開始の3か月前までに、SPCを設立する。

本市が本事業の運転・維持管理業務の委託費としてサービス対価を支払う相手方は、SPCとなる。

第2 事業の評価

1. 評価の方法

「民間資金の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「成田浄化センター整備事業実施方針」に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による本市の財政負担見込額の定量的評価及びPFI事業に準じた事業として実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

2. PFI事業に準じた事業として実施する場合の定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、本市が自ら実施する場合の財政負担額と、PFI事業に準じた事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、その前提条件を次のとおりとした。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本市が自ら実施する場合(公設公営)	PFI的事業(DBO)として実施する場合
財政負担額の 主な内容	①設計・建設業務費 (調査・設計費、建設工事費、什器・備品調達費、工事監理費等) ②運転・維持管理業務費 (人件費、用役費、維持補修費、その他維持管理に係る諸経費(清掃、分析費含む)等) ③リスク調整費 (リスク発生時の想定費用)	①設計・建設業務費(サービスの対価) (調査・設計費、建設工事費、什器・備品調達費、工事監理費、SPC設立費、手数料等) ②運転・維持管理業務費(サービスの対価) (人件費、用役費、維持補修費、その他維持管理に係る諸経費(清掃、分析費含む)、各種保険料等) ③アドバイザー費用 ④モニタリング費用
資金調達に関する 事項	①循環型交付金(有機性廃棄物リサイクル推進施設)、交付対象額の1/3 ②地方債(廃棄物処理施設整備事業債) (交付金交付対象事業費-交付金×90%、 交付金交付対象外事業費×75%) 元利均等償還、償還期間15年間 (元金据置3年) ③一般財源	①循環型交付金(有機性廃棄物リサイクル推進施設)、交付対象額の1/3 ②地方債(廃棄物処理施設整備事業債) (交付金交付対象事業費-交付金×90%、 交付金交付対象外事業費×75%) 元利均等償還、償還期間15年間 (元金据置3年) ③一般財源 ④事業者の自己資金 ⑤民間金融機関借入金
共通事項 (算出根拠)	①設計・建設期間:30か月(3か年事業) ②工事監理期間:30か月(3か年委託) ③運転・維持管理業務期間:15年間 ④インフレ率:考慮しない ⑤社会的割引率:4% プラント・メーカー4社へのアンケート及び見積による	

(2) 定量的評価の結果

設定した前提条件のもとで、本市が自ら実施する場合とPFI事業に準じた事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を、事業期間中の年度別に算出し、現在価値換算額で比較した結果、PFI事業に準じた事業として実施する場合は、本市が自ら実施する場合に比べ、約2.1%のVFMが見込まれる結果となった。

	財政負担の比較(指数)
本市が自ら実施する場合	100
PFI的事業として実施する場合	97.9

3. PFI 事業に準じた事業として実施する場合の定性的評価

(1) 効率的な運営・維持管理の実施

本件施設の設計・建設と、その後の運転・維持管理を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限発揮され、本市が自ら実施する場合に比べ、効率的な事業実施が期待できる。

(2) 長期的包括発注による運営の効果

本件施設の運営・維持管理業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者が長期にわたる業務改善を遂行することで効果的な運営が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定的な業務実施

事業期間中に発生する可能性のあるリスクを計画段階から想定し、その責任分担を適正に行うことにより、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となることから、安定的な事業実施が期待できる。

4. 総合評価

本事業を PFI 事業に準じた事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価（事業期間を通じて約 2.1%の削減）及び定性的評価において効果が発揮されるものと期待できる。

以上により、本事業を PFI 事業に準じた事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定する。